

5 水管第 3295 号
令和 6 年 3 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する
令和 5 管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第 442 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

(別紙)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和五年五月二十五日農林水産省告示第六百一十一号（特定水産資源（まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和五管理年度（令和五年七月一日から令和六年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） <u>191,270トン</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>第三～第七 （略）</p>	<p>まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和五管理年度（令和五年七月一日から令和六年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） <u>185,270トン</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>第三～第七 （略）</p>

令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群漁獲可能量（TAC）の変更について（案）

令和 6 年 3 月
水 産 庁

1 TAC（変更案）

（1）変更の理由

漁獲可能量は、最新の資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的漁獲可能量の範囲内で定めるものとされている。

一部の特定水産資源については、資源の特性上、毎年の加入量の水準等によって全体の資源量が大きく変動することがある。その場合、毎年の資源評価によって算出される生物学的漁獲可能量や、それに基づいて設定される漁獲可能量も大きく変動する。

このため、当該管理年度の最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される翌管理年度の生物学的漁獲可能量が一定程度増加することが示されている場合には、科学的に妥当な条件下で、目標管理基準値の達成に支障がない前提で、当該管理年度の途中に、当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることを資源管理基本方針本則及び別紙 2 - 16（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に規定しており、今般その一部変更を検討している（諮問第 441 号）。

まさば対馬暖流系群については、令和 5 管理年度の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される令和 6 管理年度の生物学的漁獲可能量が、令和 5 管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された。このため、資源管理基本方針の規定に基づき、以下のとおり、科学的に妥当な条件の下で、親魚量が、令和 12 年（2030 年）に少なくとも 50 パーセントの確率で目標管理基準値を上回る数量の範囲内で、令和 5 管理年度の漁獲可能量を調整することとする。

なお、調整する数量については、全量を国の留保へ繰り入れた上で、資源管理基本方針の規定に基づいて配分を行うこととする。

（2）令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）の TAC 変更案

特定水産資源	TAC
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	191,270 トン

(参考1) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 T A C の推移

単位：万トン

系群	R5年 (変更案)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	19.13	18.53	14.3 (12.9)	17.82	22.0	26.0

(※) カッコ内は、漁獲可能量の調整前の数量。

(参考2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲実績

単位：万トン

系群	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	14.2	12.8	9.6	9.0	48.7 (※)

※H30年以前は太平洋、日本海の合計

(参考3) 資源管理基本方針別紙2-16の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和12年に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数 ($\beta : 0.95$) を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする(実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される)。
- ③ 管理年度途中の漁獲可能量の調整について
 - ア 当該資源の親魚量が、令和12年(2030年)に少なくとも50パーセントの確率で別紙2-16の第3の1(1)又は(2)の目標管理基準値を上回ることとなる数量の範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。
 - イ 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、別紙2-16の第4の3の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
 - ウ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。